

# 資源・燃料政策の課題と方向性について

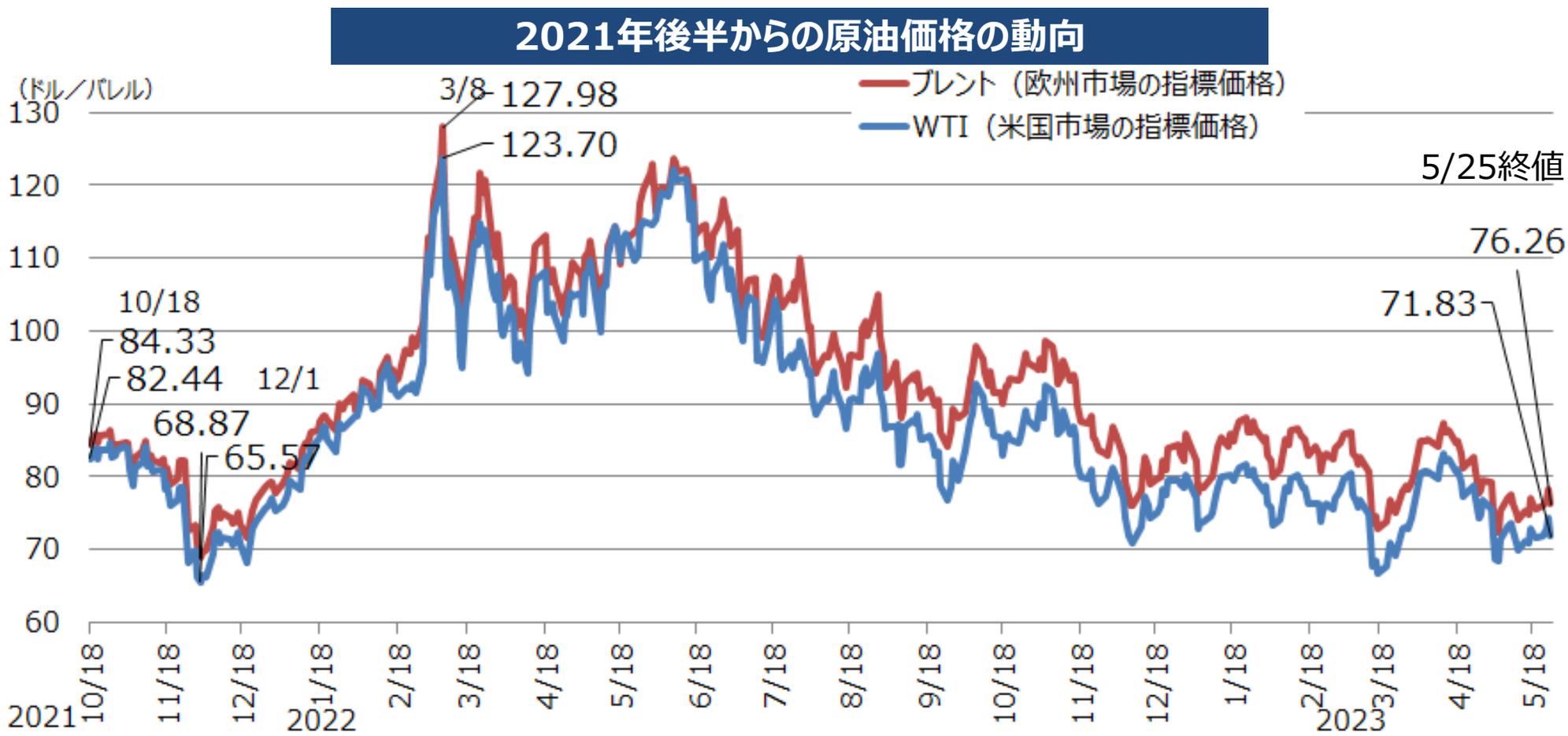
令和5年5月

資源エネルギー庁 資源・燃料部

- 1. 足元の安定調達をめぐる状況**
2. 激変緩和事業の今後の方向性
3. 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の改定について

# 最近の原油価格動向

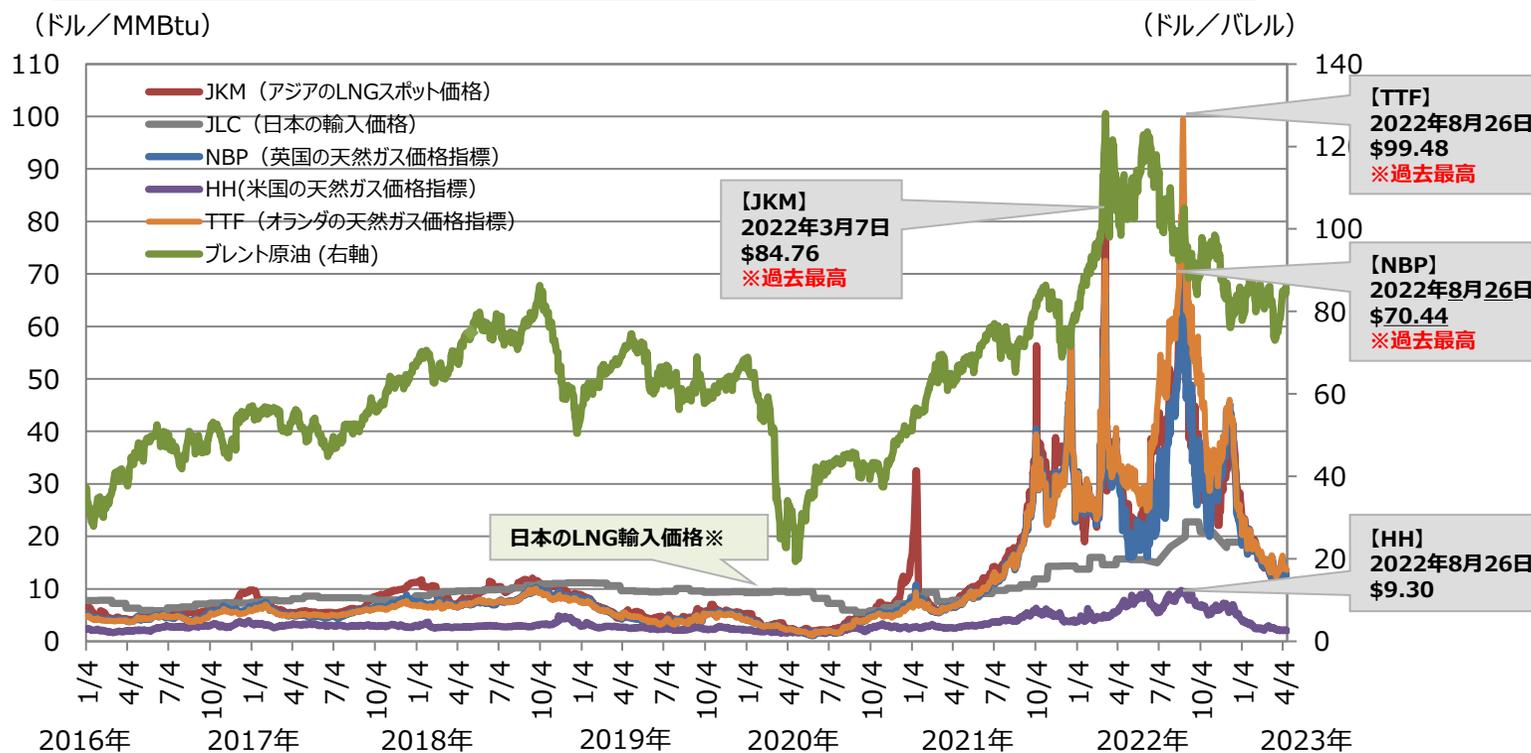
- 2022年3月7日には一時的に130ドルを突破。その後、現在は80ドル/バレル付近を推移。
- OPECプラス閣僚会合では、2022年11月からは日量200万バレルを減産し、2023年1月以降も現状方針維持を決定。
- 4月3日のOPECプラス合同閣僚監視委員会では、日量200万バレルの減産に加えて、主要産油国による日量166万バレルの自主減産を決定。しかし、米国の景気後退懸念等により、5月25日終値はブレントで76.26ドルと3月31日終値より約4ドル下落。



# 最近の天然ガス価格動向

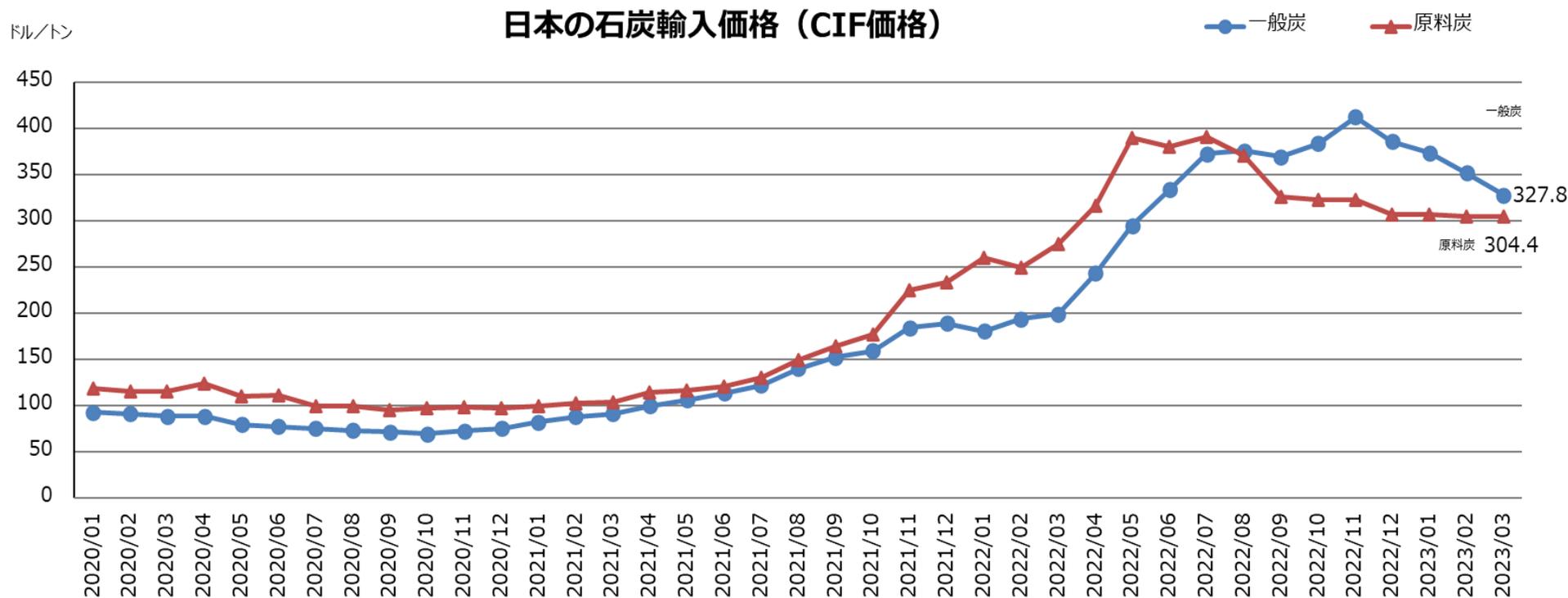
- ロシアのウクライナ侵攻前の2021年の秋頃から、特に欧州において、再エネを補完する資源として、LNG・天然ガスの需要が伸びており、価格が高騰。また、昨年2月からのウクライナ危機により、ロシアから欧州へのパイプラインによるガス供給が減少したことなどから、価格が急騰（欧州価格（TTF）は昨夏最高値）。
- 欧州は、地理的に近接する米国のLNGの輸入を増やしていることから、米国の天然ガスの在庫の減少につながり、米国の天然ガス価格も高騰（14年ぶりの高値）。
- 足下では、ロシアのウクライナ侵略前の水準まで落ち着きを見せている。

## LNG・天然ガス価格の動向（過去7年間）



# 最近の石炭価格動向

- 最近の石炭動向については、輸入側では、Covid-19からの経済回復と需要増に加え、ロシアに対する制裁として石炭輸入のフェーズアウトや禁止などから、市場構造に変化が生じ、輸出側としては、供給力が不足するという構造的な背景の中、2022年は、一般炭・原料炭ともに高騰を見せた。
- 足下の石炭のスポット価格については、天然ガス価格の値下がりも受け、下落している。



(出所) 貿易統計、為替換算については三菱UFJ銀行のTTSレートを参照

※最新は2023年3月時点の輸入価格

# サハリン 1、2 について

- サハリン 1 は、原油輸入の 9 割超を中東に依存する我が国にとって貴重な中東以外からの原油調達先。 サハリン 2 は、LNG 輸入の約 9.5% を供給し、総発電量の約 3% に相当しており、供給途絶が起これば、我が国の電力・ガスの安定供給に影響を与えかねない。 こうした観点から、エネルギー安全保障上重要なプロジェクト。

## サハリン 1

Sakhalin-1 LLC (ロシア法人)

- **SODECO : 30%**
- 露・ロスネフチ : 20%
- 印・ONGC : 20%

※撤退したエクソンが保有していた、残り30%の株式は、今後、ロシア法人が取得見込み。

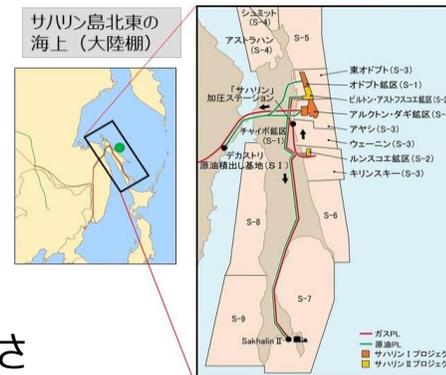
原油	
生産開始年	2005年
生産量 (2021年)	22万BD

## サハリン 2

Sakhalin Energy LLC (ロシア法人)

- 露・ガスパロム : 50%+1株
- 露・ノヴァテク : 27.5%-1株※
- **三井物産 (12.5%)、三菱商事 (10%)**

※本年4月11日付のロシア政府令により、参画が承認された。



LNG	
生産開始年	2009年
生産量 (2020年)	1,100万トン

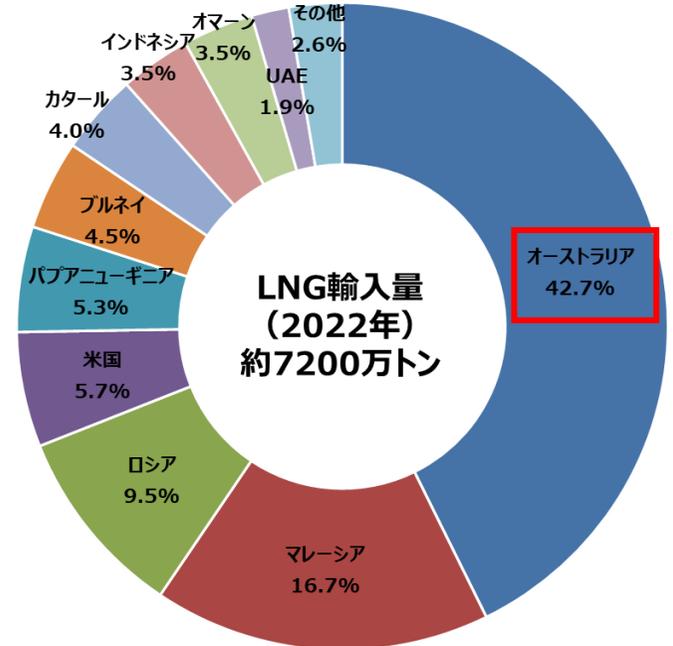
# 豪州国内ガス安全保障制度（ADGSM）改正

- 豪州国内ガス安全保障制度（ADGSM）は、豪州国内が「ガス不足」と判断された場合、LNGの輸出を制限し、原料ガスの一部を豪州国内向けに優先供給する制度。
- 2023年1月1日までの時限立法であったが、昨年8月に2030年までの延長を決定し、2023年3月に制度内容の改正を発表し、4月1日から施行。
- 当局の試算によると、現時点では、2023年はガス不足にはならない見込みであり、仮に、東部のガス市場が相当に逼迫した場合、東部で最大約60万トンの不足が想定。なお、東部LNGプロジェクトのスポットLNG年間販売量は約300万トンあり、仮に不足した場合、当該「スポット」LNG販売量に相当する原料ガスが、東部の国内ガス市場（パイプライン）に充当されるため、日本向け「長期」LNG契約には影響が出ない見込み。

## <ADGSMの主な改正内容>

- ① 発動プロセスの短縮化  
国内ガス供給不足が生じるかの判断を四半期毎に短縮・発動（変更前は1年毎）
- ② 最終投資決定（FID）後、12ヶ月以内に締結された新規の長期契約のみ自動的に保護
- ③ 豪州国内のガス不足時に、LNGプロジェクト間で均等にガスを拠出する責任
- ④ 輸出許可はLNGプロジェクト間で取引可能

# (参考) ADGSM対象となり得る東部プロジェクトと我が国のLNG輸入割合



国名	輸入量 (万トン)	シェア (%)
オーストラリア	3,075	42.7%
マレーシア	1,205	16.7%
ロシア	687	9.5%
米国	414	5.7%
パプアニューギニア	379	5.3%
ブルネイ	321	4.5%
カタール	288	4.0%
インドネシア	254	3.5%
オマーン	253	3.5%
UAE	133	1.9%
その他	190	2.6%
合計	7,200	100%

# 温室効果ガス排出削減制度（セーフガードメカニズム）の改正について

- セーフガード・メカニズムは、温室効果ガスの排出上限値（ベースライン）を設定する制度。今般の改正は、2050年ネットゼロ実現路線に沿った形でベースラインを下げるのが目的。
- 現在の労働党政権が推し進める気候変動対策における目玉政策の1つ。
- 現行制度は2015年に設定、改正案は2023年7月1日の施行を目指す。
- なお、ガス田を新設する場合、操業開始と同時に、カーボン・クレジットを購入するか、炭素回収・貯留により、排出量をゼロにすることがベースラインとなる見込み。

## <その他主な制度内容>

対象者 CO2換算で年間10万トン以上を排出する設備（炭鉱、ガス田を含む）

対象範囲 排出主体の直接排出（Scope 1）に適用

義務事項 2030年まで毎年4.9%以上の削減を義務付ける。10年後までに30%以上の排出量削減を求める。未達成の事業者にはペナルティーとして排出権を購入させ、削減のインセンティブを高める。

ベースライン セクターごとに国際的なベストプラクティスを豪州の事情に合わせて設定。

- 救済措置
- 設備の対象排出量を削減するための活動の追求
  - 豪州連邦カーボンクレジットによるネット排出削減（カーボン・オフセット）
  - 該当設備の排出プロファイルとより整合性のある代替ベースラインの変更申請
  - より長期間での排出量管理にするモニタリング期間の変更申請
  - 天災・犯罪行為等、例外的環境による超過として適用除外申請

担当省庁 気候変動・エネルギー・環境・水資源省（ボーエン大臣）

# 一般炭調達について

## 供給側の動向

- 先進国企業（金融・保険等）を中心に石炭からのダイベストメントが進行する中、我が国最大の高品位炭の供給国である豪州では、新規の高品位炭の開発投資が縮小傾向。
- 豪州の石炭事業環境に関する政策動向（ロイヤリティ、開発許認可等）
- こうした背景により、中長期的に国内石炭火力向け高品位炭の調達方策が限定される可能性。

## 需要側の動向

- 中長期的に必要な一般炭の量を見通すことは困難。
- 燃料転換等により石炭火力発電所を低炭素化するための大規模な設備投資が困難な社も。
- 中・低品位炭の使用にあたり、発熱量が低いこと等に起因する諸課題あり。

- 
- 一般炭の調達を取り巻く状況は、ダイベストメントの中で、今後より厳しいものになることが見込まれるため、引き続き供給側の動向に関する注視が必要。
  - 併せて、需要側に対して中・低品位炭を含む他国産石炭や、アンモニア&バイオマス等の活用を組み合わせるよう働きかけることが重要ではないか。

# G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合

- **日程**：2023年4月15日・16日      **場所**：札幌市
- **参加国**：G7（議長国：日本）  
※招待国：インド（G20議長国）、インドネシア(ASEAN議長国)、UAE（COP28議長国）  
※招待機関：UNFCCC、OECD、IEA、IRENA、ERIA、IUCN、WBCSD
- **日本出席者**：西村経済産業大臣、西村環境大臣、  
山田環境副大臣、国定環境大臣政務官



## ● 概要：

- 経済成長とエネルギー安全保障を確保しながら、ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ経済の統合的な実現に向けたグリーントランスフォーメーションの重要性を共有。
- 全ての部門・全ての主体の行動の必要性を確認。
- バリューチェーン全体の変革と、これに向けた情報開示等の企業の取組の重要性を共有。
- 政府による率先行動。非政府主体（都市・地方自治体）の行動を推進・支援。
- 2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心に合意（大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの10年前倒し）。
- NDC及び長期戦略が1.5℃目標、2050年ネットゼロと整合していない国（特に主要経済国）に対し、排出削減目標の強化、2050年ネットゼロを呼びかけ。全ての分野、温室効果ガスを対象にすることを要請。
- 締約国に対し、2025年までの世界全体排出量のピークアウト等へのコミットの呼びかけ。
- 各国の事情に応じた多様な道筋を認識しつつ、それらがネットゼロという共通目標に繋がることを強調。
- 安全性、エネルギー安全保障、経済効率性及び環境（S+3E）を同時に実現することの重要性を再確認
- エネルギー安全保障、気候危機、地政学的リスクに一体として取り組むことにコミット。
- 排出削減と経済成長の両立を実現するシステム変革の重要性を強調。
- 産業の脱炭素化の重要性の再確認と具体的行動の共有。

## 3. 気候変動・エネルギー

### <気候・エネルギー危機の現状、行動の加速化>

- 気候変動の加速化・激甚化する影響に強い懸念。1.5℃目標達成、気候の影響に対する強靱化のため、G7がリーダーシップを取ることをコミット。すべての部門・主体にこの10年間における経済変革への協働を要請。2030年43%、2035年60%削減の緊急性を強調。
- パリ協定実施の強化への確固たるコミットメントを再確認。1.5℃目標達成のため排出削減のための取組拡大、気候変動の影響への適応力向上、パリ協定と整合した資金の流れにすることを再確認。
- 2030NDCにおける削減目標達成のための政策を迅速に実施。既存のコミットメント・目標の堅持、COP28成功のための協働。全ての締約国に対しCOP28で遅くとも2025年までにピークアウトにコミットすることを要請。1.5℃目標と整合していない国（主要経済国等）への野心強化（2030NDC、長期戦略、2050CN）を要請。すべての分野及び温室効果ガスをNDCの対象とすべき。
- エネルギー安全保障強化とクリーンエネルギー移行の加速：世界規模での取組みの一環として、遅くとも2050年までにエネルギーシステムにおけるネットゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させるという我々のコミットメントを強調し、他国に対して同様の行動を取るために我々に加わることを要請。各国のエネルギー事情、産業・社会構造、地理的条件に応じた多様な道筋がネットゼロという我々の共通目標に繋がることを強調。エネルギー安全保障、気候危機、地政学的リスクに一体として取り組むことにコミット。

### <排出削減と経済成長を実現するシステム変革>

- トランジション・ファイナンス：官民及び国内外の資金の流れをパリ協定に沿ったものにする。企業の気候移行計画に基づいたネットゼロ移行をトランジション・ファイナンスが支援できることを認識。
- 共同の行動：他国の脱炭素化の支援する取組としてのアジアゼロエミッション共同体等、様々なイニシアチブを認識。

## <エネルギー部門の移行>

- **電力部門**： 2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化の達成、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電を最終的にはフェーズアウトさせるという目標に向けて、具体的かつ適時の取組を重点的に行うことへのコミットメントを再確認。
- **水素・アンモニア**： 水素・アンモニアが様々な分野・産業、さらに「ゼロエミ火力」に向けた電力部門での脱炭素化に資する点を明記。ブルー・グリーンといった色によらない「炭素集約度」の概念を含む国際標準や認証スキーム構築の重要性を確認。当該評価を提案したIEA報告書を歓迎。
- **カーボンマネジメント**： 2050年ネットゼロに向けた脱炭素化の解決策として、e-fuelやe-methaneの様なカーボンリサイクル燃料を含め、CCS及びCCU/カーボンリサイクル技術が重要となり得ることを確認。CCU/カーボンリサイクル技術のワークショップを含む交流を実施。
- **ガス**： グローバルサウスの国々への配慮と将来のガス不足を引き起こさないようにするためのガス分野への投資の必要性を明記。
- **重要鉱物**： クリーンエネルギー移行と経済安全保障の両立に向けた、重要鉱物の開かれたマーケットベースの取引の支持、市場歪曲的措置への反対を再確認。G7各国が協調して取り組む「重要鉱物セキュリティのための5ポイントプラン」に合意。
- **化石燃料補助金**： 2025年までの非効率な化石燃料補助金の廃止を再確認。
- **海外公的化石燃料ファイナンス**： 国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であることを認識した上で、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する1.5℃目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策の講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的直接支援を2022年末までに終了したことの強調。

## <産業・運輸・建築部門の脱炭素化>

- **バイオものづくり**： 気候変動等の問題を解決する可能性を持つ技術として、気候エネルギー関連の大臣会合において初めて認識。
- **自動車**： 2030年までの高度に脱炭素化された道路部門へのコミットを再確認し、G7及びG7以外のメンバーが採る多様な道筋を認識。2035年までにG7の保有車両からのCO2排出を少なくとも共同で50%削減（2000年比）する可能性に留意。水素、合成燃料・バイオ燃料等の脱炭素燃料への言及、バッテリーサプライチェーンの追跡性・持続可能性、バッテリーリサイクルなど持続的な脱炭素化に言及。
- **国際航空**： 長期目標達成に向け、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進を含む世界的な取り組みを加速することにコミット。

# 【Annex】重要鉱物セキュリティのための5ポイントプラン

- クリーンエネルギー移行と経済安全保障の両立に向け、G7各国は、重要鉱物の開かれたマーケットベースの取引を支持し、市場歪曲的措置に反対することを再確認。
- こうした課題の克服のため、G7各国が協調して取り組む「重要鉱物セキュリティのための5ポイントプラン」に合意。

## ● ポイント1：長期的な需給予測（Forecast）



- エネルギー移行に不可欠な重要鉱物の中長期的な需給見通しについて、鉱業生産・消費両部門の専門知識に基づき分析。
- IEAに内部タスクフォースを立ち上げ、分析・検証を依頼。

## ● ポイント2：責任ある資源・サプライチェーンの開発（Develop）



- 同志国が連携して高いESG基準に基づく資源・サプライチェーン開発に関する共同投資（MSP等）を推進。
- G7全体で130億ドル規模の財政支援を実施。

## ● ポイント3：更なるリサイクルと能力の共有（Recycle）



- 開発途上国と先進国の間で、e-Wasteの環境に配慮した管理・リサイクルを促進するイニシアチブをグローバルレベルで確立。
- このアプローチを将来のリチウムイオン電池やネオジム磁石のリサイクルにも適用。

## ● ポイント4：技術革新による省資源（Save）



- 各国の産業事情に応じ重要鉱物の省資源・代替技術のイノベーションを推進。
- 「クリティカルマテリアル・ミネラル会合」をG7+に拡大して重要鉱物に関する政策情報・技術情報を共有。

## ● ポイント5：供給障害への備え（Prepare）



- 重要鉱物の短期的な供給障害に対する「重要鉱物の自主的なセキュリティプログラム」を開発するIEAのイニシアチブを歓迎。
- G7各国は検討に必要な情報をIEAに提供。

## <CCU・カーボンリサイクル技術に関するワークショップ>

- e-fuelやe-methane等のカーボンリサイクル燃料を含むCCU・カーボンリサイクル技術は、化石由来の製品代替や二酸化炭素を活用することで、既存インフラを活用しながら削減することが可能であるため、2050年ネットゼロに向けた脱炭素化の解決策として重要となりうる。
- このため、RCFsなどのCCU/カーボンリサイクル技術に関する共同ワークショップを実施、議論を深める。

## 関連成果としての国際機関によるレポート

### 再生可能エネルギーの季節・年次変動への対応【IEA】

再エネ導入拡大に伴い課題となる、その季節・年次変動によるエネルギーシステムへの影響について、4つの気候区分ごとに分析。調整力としての選択肢の一つとして、水素・アンモニアを活用したゼロエミ火力の可能性に言及。

### アジアトランジションロードマップ【IEA】

IEAとIEEJ（エネ研）の東南アジア及びインドネシアの長期の脱炭素シナリオを比較分析。同量の再エネの貢献を示しつつ、高い経済成長率を想定しているIEEJの分析において、CCS、水素、アンモニアと組み合わせた化石燃料の役割を強調。

### 重要鉱物【IEA】

重要鉱物の中長期的な需給について、鉱業生産・消費両部門の専門的知識に基づく精度の高い予測、追加的対策の分析・検証をIEAに要請。また、IEAが進める「重要鉱物の自主的なセキュリティプログラム」の検討をG7として支援。

# G7広島サミット成果文書のポイント（気候変動、エネルギー）

- ① IPCCの最近の見解を踏まえ、世界のGHG排出量を2019年比で**2030年までに約43%、2035年までに約60%削減**することの**緊急性が高まっている**ことを強調。
- ② **グリーン・トランスフォーメーション**を世界的に推進及び促進し、遅くとも2050年までにGHG排出の**ネット・ゼロ**を達成するために我々の経済の変革の実現を目指して協働。
- ③ **各国の事情に応じた「多様な道筋」がネットゼロという共通目標につながる**ことを強調。  
(※) G7札幌コミュニケに続き、今回初めてG7首脳声明において“various pathways”（多様な道筋）を記載。
- ④ 他国の脱炭素化の支援する取組としての**アジア・ゼロ・エミッション共同体（AZEC）**を認識。
- ⑤ **エネルギー安全保障、気候危機、地政学的リスクの一体的な取組**をコミット。
- ⑥ **省エネ、再エネ、水素・アンモニア、原子力、CCUS・CR等のクリーンエネルギー技術**については、**G7札幌コミュニケと同内容（※1、2、3）**。  
(※1) 各国既存目標等に基づく洋上風力150GWの増加・太陽光1TWへの増加を含め、再エネ導入拡大やコスト低減への貢献に合意。再エネ導入や次世代技術の開発・実装の大幅加速の必要性に言及。  
(※2) **水素・アンモニア**が様々な分野・産業、さらに「ゼロエミッション火力」に向けた電力部門での**脱炭素化に資する点を明記**。「炭素集約度」に基づく取引可能性、透明性、信頼性及び持続性のための**国際標準や認証を開発する重要性を確認**。  
(※3) 2050年ネットゼロに向けた脱炭素化の解決策として、**CCS及びCCU/カーボンリサイクル技術が重要となり得ることを確認**。
- ⑥ **電力システムの脱炭素化に関する昨年のコミットメント(※4)を再確認**。また、**排出削減対策が講じられていない新規の石炭火力発電所の建設の終了に向けて取り組んでいくこと**にも言及。  
(※4) 2035年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化の達成、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電を最終的にはフェーズアウトさせるという目標に向けて、具体的かつ適時の取組を重点的に行うことへのコミットメント。
- ⑦ **世界規模での取組みの一環として**、遅くとも2050年までにエネルギーシステムにおける**ネットゼロ**を達成するために、**排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる**という我々の**コミットメントを強調**し、他国に対して同様の行動を取るために我々に加わることを要請。

# G7広島サミット成果文書のポイント（気候変動、エネルギー）

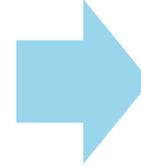
- ⑧ **天然ガスへの投資**について、現下の危機及びこの危機により引き起こされる**将来的なガス市場の不足**に対応するために適切であり得ることに合意。  
（※）エネルギー供給、人々の生活等への世界的な影響に対処する文脈での中長期的なガス市場の不足への対処に言及。
- ⑨ 福島第一原発の廃炉の着実な進展や科学的根拠に基づく**我が国の透明性のある取り組みの歓迎**、**ALPS処理水に関するIAEAの独立したレビューの支持**。福島第一原発外の汚染地域の環境回復についての着実な進捗を認識。
- ⑩ **重要鉱物**は、G7各国が協調して取り組む「**重要鉱物セキュリティのための5ポイントプラン**」を歓迎したほか、**クリーンエネルギー移行と経済安全保障の両立**に向けた、重要鉱物の開かれたマーケットベースの取引の支持、市場歪曲的措置への反対を再確認。
- ⑪ 民間事業者等の、**他の事業者の排出削減へ貢献するイノベーションを促す取組**を奨励。
- ⑫ 経済全体の脱炭素化を推進する上での、**トランジション・ファイナンス**の重要な役割を強調。
- ⑬ 「産業脱炭素化アジェンダ」の進捗（鉄鋼生産及び製品の排出に関する新しい「**グローバル・データ・コレクション・フレームワーク**」の実施に向け作業を開始することを決定）を歓迎
- ⑭ **自動車**は、閣僚コミュニケと同趣旨の内容を記載。具体的には、**2030年までの高度に脱炭素化された道路部門へのコミットを再確認し、この目標に近づくための多様な道筋を認識**。排出ゼロ車両、電動車、関連するインフラ、及びカーボンニュートラル燃料に関するものを含め、我々がそれぞれ取る様々な行動を強調。これらの政策が、**2030年までに小型車の排出ゼロ車両のシェアが50%以上へ進展していくこと**を含め、高度に脱炭素化された道路部門への貢献をもたらすという機会に留意。**2035年までにG7の保有車両からのCO2排出を少なくとも共同で50%削減（2000年比）する可能性に留意**。

# 前回の本分科会で示した方向性と本日の議論

## 示した方向性

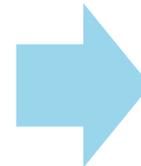
### 【包括的な資源外交】

燃料（化石・非化石）と鉱物について、GXの視点で包括的に俯瞰し、重点国ごとに日本とのパートナーシップの方向性を組み上げていくべきではないか。



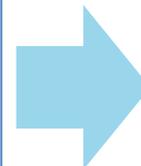
### 【カーボンリサイクル燃料】

2028年度から「化石燃料賦課金」が導入されるなど「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化・実行も踏まえ、GX経済移行債による先行投資支援と、必要となる規制・制度の方向性を示すべきではないか。



（バイオ燃料、SAF、合成燃料など）

- CCS事業法（仮称）に向けた小委員会での検討
- 「カーボンリサイクル技術ロードマップ」の改訂（意義/市場見通し/産業・地域間連携の道筋等）
- LPガスの取引適正化に向けたWGでの検討



## 本日の議論

- JOGMECより、これまでの経験・知見を踏まえた、資源外交の在り方に係る政策提案【資料4】  
→ 上記を踏まえ、次回（6月）に本分科会としての方向性を審議

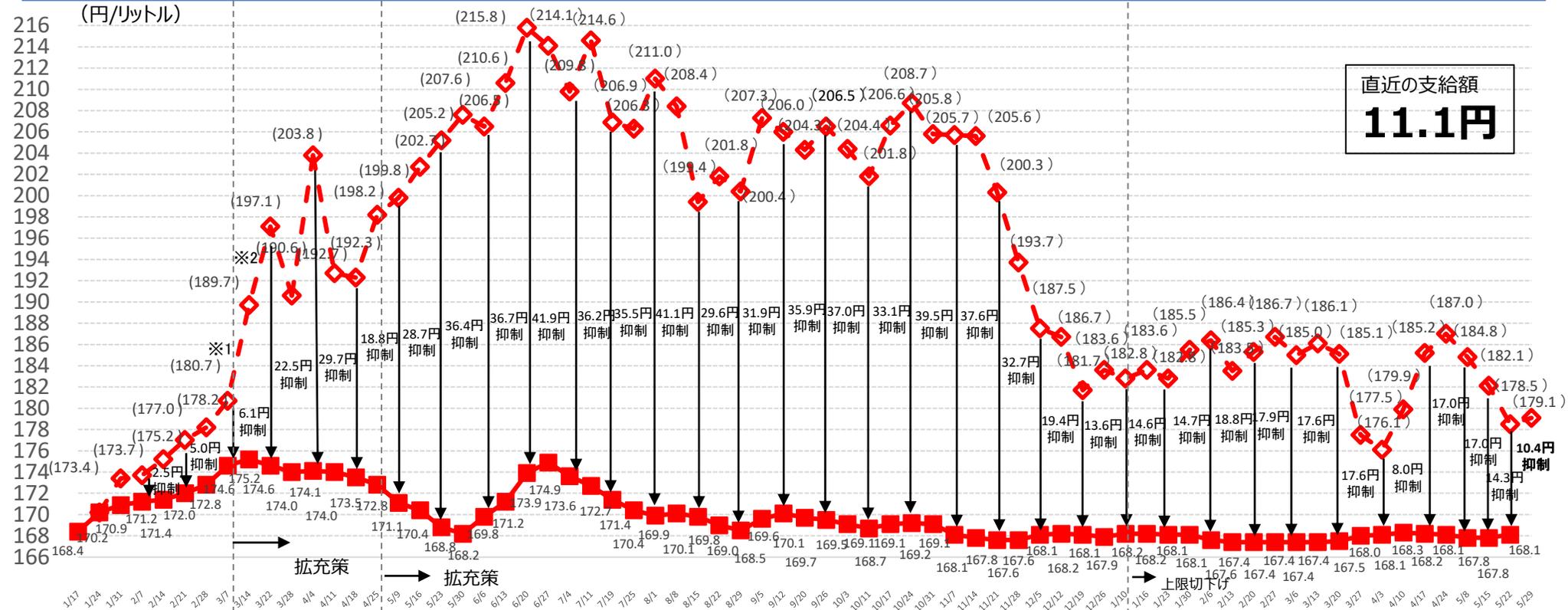
- 官民協議会等の議論を踏まえた、カーボンリサイクル燃料政策の今後の方向性を提示【資料5】

- 各小委員会、WGでの議論内容を踏まえ、次回以降の本分科会にて報告。

1. 足元の安定調達をめぐる状況
2. **激変緩和事業の今後の方向性**
3. 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の改定について

# (参考) ガソリン全国平均価格への激変緩和事業の効果

## レギュラーガソリン・全国平均価格



※1：1/31～3/7の予測価格の算出方法は、  
(1/24の価格調査結果) + (原油価格変動分を累積したもの)  
 ※2：3/14以降の予測価格の算出方法は、拡充策に伴い  
(毎週の価格調査結果) + (前週の支給額) + (原油価格の変動分)

## (参考) 燃料油価格の激変緩和事業の推移

支給対象期間	1月27日 ～ 3月9日	3月10日 ～ 4月27日	4月28日～9月末	～12月末	2023年1月～	
					1～5月	6月以降
補助上限額	5円	25円	35円 さらなる超過分についても1/2を支援		1月から5月までは補助上限額をゆるやかに調整 ※補助上限を35円から25円まで毎月2円ずつ引き下げ	6月以降、段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化 ※25円以下の部分は、補助率を2週ごとに1/10ずつ引き下げ、25円超の部分は、補助率を2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ
基準価格	170円 (4週ごとに1円切り上げ)	172円	168円			
対象油種	ガソリン、軽油、灯油、重油		ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料			
予算	令和3年度補正予算等： 893億円 令和3年度予備費： 3,500億円		令和4年度予備費： 2,774億円 令和4年度補正予算： 1兆1,655億円	令和4年度予備費： 1兆2,959億円	令和4年度第2次補正予算：3兆272億円	

# 段階的な縮減

- 6月以降、「補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する」。「具体的には、補助額25円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額25円超の部分に対する補助率を引き上げていく」こととしている。（経済対策、令和4年10月28日閣議決定）
- この具体的な方策として、
  - ① 25円以下の部分は、現在10/10であるところ、2週ごとに1/10ずつ引き下げ、9月末に終了。  
（6月から、2週ごとに、補助率を9/10、8/10、・・・、9月には、2/10、1/10）
  - ② 25円超の部分は、現在5/10であるところ、2週ごとに0.5/10ずつ引き上げ、9月下旬に9.5/10となった後、終了。  
（6月から、2週ごとに、補助率を5.5/10、6/10、・・・、9月には、9/10、9.5/10）
- ただし、上記の見直しに際しては、原油価格の動向を見極めながら柔軟に対応する。

## 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（2022年10月28日閣議決定）

### 第2章 経済再生に向けた具体的施策

#### I 物価高騰・賃上げへの取組

##### 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

燃料油価格の高騰に対しては、本来200円程度に上昇するガソリン価格を170円程度に抑制してきたが、来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施し、その後、来年6月以降、補助を段階的に縮減する一方、高騰リスクへの備えを強化する。（注5）

（注5）具体的には、補助額25円以下の部分への補助率を引き下げていく一方、補助額25円超の部分に対する補助率を引き上げていく。

1. 足元の安定調達をめぐる状況
2. 激変緩和事業の今後の方向性
3. 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の改定について

# 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の改定について

○令和5年4月28日、第4期・海洋基本計画を閣議決定。メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の海洋資源開発に関する施策を策定。

○海洋基本計画で策定された海洋資源開発等に関する施策を具体化するため、分野別の有識者会議や総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会において検討し、2023年度末までに、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画を改定することとしたい。

## 海洋基本計画における海洋エネルギー・鉱物資源開発の位置づけ、対象範囲

### ○基本的な方針

我が国の領海や排他的経済水域等に天然に賦存する海洋由来のエネルギー・鉱物資源は、国際情勢や地政学リスクに左右されない貴重な国産資源である。一方、海洋由来のエネルギー・鉱物資源開発プロジェクトは世界的にも例が少なく、かつ不確実性が高いという特性があるため、今後改定される「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」のロードマップにおいては、商業化に向けた見直し可能な柔軟性を持たせることとする。

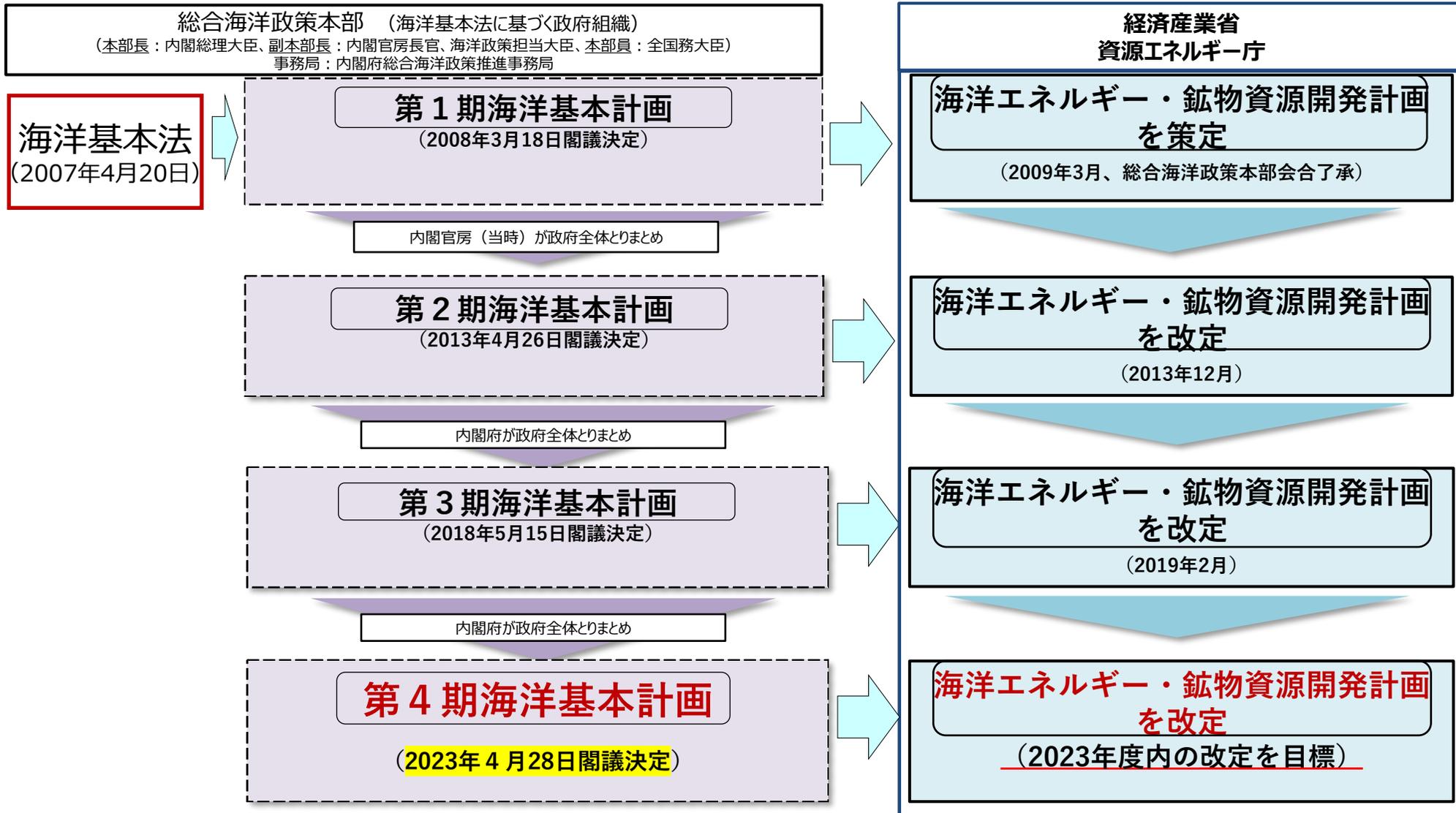
### ○「海洋資源の開発及び利用の推進」関係施策

メタンハイドレート（砂層型・表層型含む）、石油・天然ガス、海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥の商業化に向けた技術開発の推進。

### ○「海洋資源の開発及び利用の推進」及び「カーボンニュートラルへの貢献を通じた国際競争力の強化等」関係施策

CCS適地開発の推進（2030年までの事業開始に向け事業法整備を含めた事業環境整備を加速化し、2030年までに年間貯留量600~1,200万tの確保にめどをつけることを目指す。）

# (参考) 海洋基本計画と海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の位置づけ



※点線枠は海洋基本法  
法定事項